

報告

札幌弁護士会市民ネットワーク委員会 との意見交換会

技術士（建設／総合技術監理部門） 田 中 輝 幸
技術士（農業／総合技術監理部門） 住 友 寛

1. はじめに

平成19年3月6日（火）ホテルポールスター札幌において、業務企画委員会主催による「札幌弁護士会市民ネットワーク委員会と日本技術士会北海道支部業務企画委員会の意見交換会」を開催しました。

業務企画委員会の技術士業務の開発施策の一環として、弁護士と技術士との定例的な意見交換会、講演会等の開催を通し、相互の業務の理解と認識を深め、協働に向けた施策の策定を図ることを目的とし企画しました。

意見交換会では、弁護士会、技術士会双方から活発かつ率直な意見交換が行われました。

約2時間という限られた時間の中で、双方の実像を知ることができ、今後の連携・協働に向けた共通認識を持つことが出来ました。

今後は更に場を広げ、業務企画委員会と札幌弁護士会市民ネットワーク委員会並びに業務改革委員会が、協力して双方の連携・協働のシステムの構築を行うことを約束しました。

意見交換会終了後に行われた懇親会では、活発・率直な意見交換会の余韻が更に盛り上がり、お開きの時間を忘れさせました。

以下に、「札幌弁護士会市民ネットワーク委員会と日本技術士会北海道支部業務企画委員会の意見交換会」について報告します。

2. 意見交換会

① 出席者

〈札幌弁護士会〉

- ・田村智幸札幌弁護士会副会長
- ・浅井俊雄札幌弁護士会市民ネットワーク委員会委員長

- ・竹之内洋人同副委員長
- ・亀田成春同副委員長
- ・新川生馬同副委員長
- ・作間豪昭同委員長（弁護士会側幹事）
〈日本技術士会北海道支部〉
- ・齋藤有司北海道支部副支部長
- ・能登繁幸事業委員長
- ・武藤征一業務企画委員長
- ・田川輝昭業務企画委員会幹事
- ・岡部實業務企画委員
- ・平信行業務企画委員
- ・長澤幸雄業務企画委員
- ・住友寛業務企画委員
- ・田中輝幸業務企画委員

② 技術士会及び弁護士会代表挨拶

始めに技術士会を代表して、武藤業務企画委員長が挨拶しました。

武藤委員長は、『技術士の資格は世間にあまり知られていないが、弁護士の資格は小学生低学年でも知っている。上田市長が弁護士であることは周知されているが、清治まささんが技術士であることは知られていない。このことは残念であり、今後も技術士の資格の周知に努めたい。また、憲法改正論議、政治資金規正法、企業の粉飾、談合問題等に向けた法の強化に対し、弁護士の先生方のお力に期待するところが大きい。』と話されました。

続いて、札幌弁護士会市民ネットワーク委員会の浅井委員長が挨拶をされました。

浅井委員長は、『弁護士会は公益法人で社会正義と基本的人権の擁護の実現を目的に運営している。

また、市民ネットワーク委員会は、弁護士と市民との橋渡しを目的としている。昔から、2割司法といわれ、法律に関する紛争に対して司法は2割程度しか関ってこなかった。市民ネットワーク委員会では、市民を啓蒙し、使いやすい弁護士を目指し司法改革を実践している。



今回は、技術士会との場を持てたことから、忌憚のない意見交換を行いたいと考えている。』と話されました。

③ 自己紹介

自己紹介では、亀田副委員長から、リージョナルステート研究会・自然科学教育分科会と協働したこと、浅井委員長からは、交通事故における工学鑑定、建築・土木工事に関する紛争解決等々でのエンジニアとの協働の重要性などが紹介されました。

また、田村・竹之内両副委員長からは、技術士との協働による社会貢献を目指したいと、本意見交換会に向けた思いを紹介して頂きました。

④ 意見交換会

意見交換に先立ち、住友業務企画委員会委員と、作間市民ネットワーク委員会副委員長が、それぞれの業務内容等について説明しました。

住友委員は、技術士の資格制度について説明するとともに、専門職としての責任を求められていることから、倫理要綱、技術士法による名称表示の義務などについて説明しました。また、業務独占資格で

ないことによる課題、APEC エンジニアに向けた取り組み、日本技術士会北海道支部の現状と今後などについても話しました。

作間副委員長からは、弁護士並びに弁護士会のあり方は弁護士法に則っている、というお話から始まり、以下のような説明がありました。

●基本的に地方裁判所の所在地に単位弁護士会がある。北海道には、札幌以外に、函館、旭川、釧路にも地方裁判所があり、4つの弁護士会がある。

東京には設立の経緯から、東京弁護士会、東京第一弁護士会、東京第二弁護士会があり、合わせて全国で52の弁護士会がある。これら単位弁護士会を束ねているのが、日本弁護士連合会（日弁連）である。北海道では4弁護士会により、北海道弁護士会連合会も組織されている。

●弁護士資格は、司法試験に合格後1年4ヶ月（以前は2年）の司法修習を経たのち、単位弁護士会に入会することにより得ることができる。また、裁判官・検察官を退職後に弁護士会に入会し、弁護士となることもできる。弁護士会は強制加入団体で、弁護士業務を行うためには、必ず弁護士会に所属している必要がある。

●弁護士は、全国で2万数千人いるが、企業内弁護士（In-house lawyer）はきわめて少なく千人に満たないと考える。多くは個人事務所か、パートナーとの共同事務所を開設している。また、それらの事務所にも所属している弁護士もいる。この弁護士をイソ弁（居候弁護士の略）という。

札幌弁護士会には411名所属しているが、ロースクール等の制度改革により増える傾向にある。

●弁護士は業務独占資格であるが、取り扱う金額により司法書士も代理人になれるように、一部緩和されている。

弁護士ならびに弁護士会には監督官庁がなく弁護士自治が認められており、独立して国民の利益に資するため、高い倫理性が求められている。

●札幌弁護士会は、弁護士の使命を果たすための各種委員会活動が活発だ。組織運営に関するもの、基本的人権に関するもの、外部との接点を持ちながら業務を進めるもの、市民との連携のためのものなど、

多くの委員会を構成している。所属弁護士はいずれかの委員会に所属している。

●法律相談センター委員会では、市民の弁護士へのアクセスを容易し、司法過疎の解消のため各地に法律相談センターを開設している。

裁判員制度の啓蒙のため、裁判員裁判・評議劇を通し裁判員制度を考える市民集会の開催、中・高校生のための憲法講座の開催などの委員会活動により、弁護士会・弁護士と社会とのつながりを構築している。

●弁護士会のホームページでは、札幌弁護士会会長によるトピックについて声明の発表、弁護士会としての提言・意見を公表している。

これらの委員会活動を通し、社会とのネットワークの構築を行い、弁護士法一条の社会正義と基本的人権の擁護の実現を目指している。

作間副委員長からは、以上のような説明が有りましたが、説明の終わりで作間副委員長は『技術士会と弁護士会との交流により、個々の弁護士の業務に役立つ関係がさらに深く構築できるのではないか』、とコメントしました。

⑤ フリーディスカッション

説明終了後、フリーディスカッションに入りました。口火を切ったのは、能登事業委員長です。

【能登委員長】市民ネットワーク委員会は、待ちの姿勢ではなく、積極的に事業開拓をしているのですか。

【亀田副委員長】市民ネットワーク委員会では、市民モニター制度を通し弁護士会の活動を知り理解してもらうため、20人程度の市民が月1回集まり、刑務所の訪問・消費者保護事件についての講演・弁護士会活動への参加を行っています。法教育では、中学生・高校生を対象とした法律の教育活動を行っています。特に高校生を対象に、法的な考え方を早くから身に付けてもらうために、年1回ジュニアロースクールを開催し、模擬裁判、紛争を題材としたモデル授業を行っています。また、札幌市教育委員会がここ2年間ぐらい行っている法教育研究会に裁判所・弁護士会・検察庁が委員として参加し、学校の

先生たちと一緒に授業をしています。市民教育では、消費者事件等についての知識を持ってもらうため、5回ぐらい弁護士が講師になりスクールを開いています。市民モニター制度、法教育、市民スクールの開催は、ボランティア活動として社会貢献を目指しています。市民ネットワーク委員会の活動が、直接的に業務の開拓活動につながっているとは考えていません。



【能登委員長】弁護士会活動が純粋に社会貢献をしていることが良く解りました。技術士会の活動では、ボランティア活動を通し社会貢献するとともに、併せて社会的知名度を上げ地位の向上をという期待感も入っているように思います。

【亀田副委員長】5年ほど前に交流した、技術士会の自然科学教育分科会の皆様には、同じモチベーションで活動されていると感じました。

【齋藤副支部長】弁護士は職業法で社会的に認知されています。一方、技術士は資格法であることから仲間内の自己満足で過ごしてきた感があります。しかし、これからは社会に発信していかなければなりません。学校の先生に比べ技術士は実践してきた自負があります。この実体験を通し、自然科学・工学の面白さを小さな子供たちに伝え、自然科学・工学に興味を持ってもらうことにより、社会的知名度も一緒に上がっていくのではという期待感を持っています。この意見交換会では、弁護士会の皆さんの社会貢献に向けた取り組みを少しずつ勉強していきたいと考えています。日本技術士会の会長も、社会貢献

に向け積極的です。今年1月には技術士プロフェッション宣言を行い実践に向けた活動が始まりました。

【能登副委員長】我々には、社会貢献の意識が無かった。技術士資格を取ることで自己満足に終わっていたような気がします。

【亀田副委員長】弁護士としての業務については、業務関連の委員会があり、そこでは明らかに業務の開拓を行っています。ここ数年、弁護士も待ちの姿勢ではなく、業務の拡大を目指す必要があるようになりました。

【浅井委員長】待ちの姿勢ではだめだというのが、現代の弁護士の共通認識です。以前、弁護士は品位を害するということで広告を禁止されていました。弁護士は基本的に他人の揉め事に鼻を突っ込むのを業務としています。弁護士は国家資格であり、専門的知識を用い適法にこの業務を行うことにより、お金をもらうことができます。このことを社会的に認められていることから、品位を重んじることを大切なこととしていました。広告を行うことは、仕事を下さいということであり、品位を害することからだめだということになっていました。最近、広告が解禁になりました。東京では電車の中に広告を出したり、ティッシュペーパーを配っている弁護士も居ます。待っていれば仕事が入る時代は終わりました。

【田中委員】アメリカでは、交通事故が起きたとき、救急車より先に弁護士が到着し、名刺を配ると聞いたことがあります。

【亀田副委員長】本当だと思います。

【田村副会長】弁護士会では業務の改革のシンポジウムを2年に1回実施しています。10年ぐらい前のテーマは、市民の人たちとのアクセスの悪さをどう改善していくかでした。最近のテーマは、弁護士として活動できる業務をどう広げていくかがテーマになっています。昔は司法試験合格者が年間500人ぐらいでした。今年は2,500人になっています。そのほとんどが弁護士になっています。昔は法廷活動が弁護士の主な業務でした。最近では企業のコンプライアンス、外部監査人への参加など、領域が拡大しています。このような状況から、ほとんどの弁

護士は、待っていれば仕事が入るとは思っていないでしょう。

【長澤委員】先ほど2割司法というお話がありましたが。

【浅井委員長】2割は司法で解決されているが、残りの8割は法律家でなく、事件屋・地域の顔役が出てきて解決されている。裁判制度の活用がなされていない状況のことです。

【長澤委員】それは日本の現状ですか。

【浅井委員長】正式な統計ではないですが、そうわれています。

【作間副委員長】それは、事件にもならないで泣いて終わるということで、最終的には司法が解決するこ



とではないかという問題意識があります。市民が司法をどう利用しやすくするのが、司法改革という言葉で議論されています。

【長澤委員】アメリカではその比率はいかがでしょうか。それを基に司法を改革して行っているのでしょうか。

【亀田副委員長】2割司法とは、厳密な統計ではありません。ある面ではスローガンのような表し方です。社会的な潜在需要がまだまだあるということです。司法改革で増員された法曹資格者の9割以上が弁護士になるといわれています。潜在需要がまだ8割あるからと法曹資格者は増えていっている。しかし、法廷事件は増えていない。弁護士が抱えている問題として、需要が供給に追いついていないのか、就職ができるのかという問題があります。

【能登副委員長】アメリカのように何でも訴訟というように仕向けたらいかがですか。(笑い)

【田中委員】私の心の中には、裁判を避ける、できることなら裁判に関らない人生を送りたいという気持ちがあります。新聞等では訴訟時代ということばが氾濫しています。やはり訴訟時代に入っているのでしょうか。流れとしてどのように捕らえていますか。

【田村副会長】裁判が行われる訴訟事件は減っています。札幌では20年前は3,000件くらいだったのが、最近では2,000件くらいになっています。これは弁護士会の紛争解決センター、裁判所の調停など司法の多様化にともなう裁判外場で解決されています。

【田川幹事】私の会社では、弁護士に法律顧問を依頼しています。仕事上では民事のトラブルはほとんどありませんが、他社との技術提携の時の契約書作成などで弁護士にお願いすることがあります。これからは益々その必要性が多くなるのではないのでしょうか。

【武藤委員長】先ほど業務開拓というお話がありました。業務企画委員会は、以前業務開拓委員会という名称でした。それでは、先方が警戒感を持つということで業務企画委員会と名称を変更しました。実際のところ、1件の受注にもつながっていません。北海道の場合、ほとんどが企業内技術士であり、技術士として積極的に受注に向かうのではなく、純粋に社会貢献をしていると思います。訴訟制度のことについて質問します。新聞紙上で、個人が訴訟できるように法を改正する動きがあるという記事を見ましたが、それは本当でしょうか。

【田村副会長】法務省では刑事事件で、被害者が法廷に在廷する権利、質問する権利を認めていくべきではないかという考え方で進めています。被害者を支援するために、被害者基本法等関係法令が整備されています。

【武藤委員長】この制度が正式になると、弁護士の業務は増えるのでしょうか。

【田村副会長】刑事弁護は、弁護士にとって譲れない本質的な業務と考えています。被害者が質問をする状況になると、法廷では被告人は極悪人であり、刑

事弁護人はそれに横車を押す弁護士だとの構図となり、非常にやりにくいことになります。日弁連は被害者の支援はしたいが、刑事弁護人の支援はきちんとしなければならないため、苦渋の選択になります。

【亀田副委員長】刑事事件で民事のように起訴権限を持つことでなく、刑事事件の一部の訴訟活動である質問権、求刑に対する意見を検察官とともに行う法改正になると思います。刑事弁護における無罪推定の原則や刑事事件における憲法上保障された原則は、感情的な発露に弱い・厳しい面もあるため、事実上ゆがめられるのではないかと懸念しています。適正な刑事手続きの基での被害者の権利と、刑事弁護の憲法上保障された適切な権利との間の中で、いろいろと苦しい選択や議論をしていると思います。

【武藤委員長】日本の現状はわかりました。アメリカではその辺はどうでしょうか。

【亀田副委員長】アメリカでは陪審員制度でおこなわれており、当事者が行うのはヨーロッパの制度に近いと思います。このたびの裁判員制度は、アメリカの陪審員制度とヨーロッパの三審制度とミックスされている感じだと思います。

【齋藤副支部長】以前、PL法に基づいた裁判に関する依頼が、技術士会にありました。訴訟の中で技術的な側面での判断を求められたものです。ある面では我々の業務になることもあります。現在もそのような傾向はありますか。技術士が役に立つ場は考えられますか。

【浅井委員長】日本技術士会パンフレットのプロジェクト一覧の中に、製造物責任技術相談センター、東北PL業務推進チームを見ることができました。私はこのようなプロジェクトチームの存在を知りませんでした。消費者事件などで、このようなプロジェクトチームと接点をもてるということは心強いです。

【亀田副委員長】私の事例では土質の問題、錆かどうかの判断などがありました。建築紛争については専門部ができました。弁護士は一方当事者の代理人であるため、公務員・会社員である技術士会のメンバーが公的にオーソライズしながら鑑定できる環境を作れたなら、需要は大いにあると思います。

【能登委員長】我々は技術的には鑑定はできるが、企業等に所属しているため公的にオーソライズされた鑑定はできない。結局、大学等の先生に相談することになるのでしょうか。

【田中委員】一昨年、ある弁護士からコンクリートの構造に関するアドバイスの依頼がありました。企業内技術士の場合、所属企業の名が出てしまい、公的にオーソライズされることは難しいことから、独立技術士に依頼しました。現在独立している技術士、そして定年退職等で将来独立する予定の技術士の業務開拓のためにも、この意見交換会をきっかけにしようと考え企画しました。



【長澤委員】弁護士から裁判中の物件に対するアドバイスの依頼を受けました。引き受けるための条件として、どちらにも味方しない、会社名を出さない、できれば技術士の名前も出さないとしました。ところが直近ぎりぎりになってから、技術士の名前だけは出してほしいといわれました。

【作間副委員長】それは一方の弁護士の依頼ですか。

【長澤委員】一方の弁護士からアドバイスを依頼されました。弁護士さんの立場は依頼された側の立場になって法的主張を行います。

【田川幹事】技術士の名前は出さなければだめです。そうでなければ、なんらの技術判定効力が無いものとなります。

【田村副会長】それには、いろいろなレベルがあります。訴訟できるかの判断等、専門家の意見を必要とする場合は、名前を出す必要はありません。その場

合、訴訟を起こしてから裁判所から専門家へ判定を依頼する場合があります。

【長澤委員】調停の時点では技術士の名前は必要なかったが、裁判になってからは必要になった事例です。そのとき私は、技術士倫理要綱第三条の「中立公正の堅持」に基づき、自分の専門とする技術に対し一方に偏ることなく中立公正な役割を果たすと約束し、会社名、氏名を出した例があります。

【亀田副委員長】いろいろな例があると思います。専門的知識を持っていてそれに基づいて、紛争の事実の部分を判断することが弁護士として求めているものです。できれば、代理人としての弁護士として主張しているものの客観的な裏付けになる意見がほしいところです。基本的に代理人としての弁護士の立場です。浅井委員長がお話されていたように、まずは知識が無いから教えてほしい、裁判に入る前に行けそうかどうかの判断をしたいということです。ご意見を聞きたいということです。

【能登委員長】それであれば、匿名は可能であり会社員でもできることですね。

【亀田副委員長】裁判が行けそうとなり、意見を出してほしいときに名前を出せるかどうかです。そのとき、技術士会が鑑定部会などから公正中立に意見を出せる技術士を紹介できるのか、裁判所を巻き込んで鑑定のできるシステムを創るのかです。医療過誤ではそのシステムができています。いろいろなパターン、段階があると思います。弁護士会としても、需要が多いかどうかは別にして、業務の中で重要な部分になってくると考えています。

【作間副委員長】技術士は、弁護士に対する需要と似ているところがありますね。弁護士にちょっと相談したい、紛争なのかどうか相談したい、裁判になるのか相談したいといったところがあります。友人に技術士がいたら、技術的なことをちょっと相談したい。それが裁判になるのなら、証拠として意見書を書いてくれるかという段階に進みます。さらに、裁判所が誰かに鑑定してもらおうとしたとき、技術士を紹介できることになります。「ちょっとご相談」のパイプがあるかが重要で、さらに意見書を書いてもらう関係になる、そんな窓口として技術士会がある

ということは、この弁護士にとって非常に心強いことです。

【住友委員】これから定期的に窓口レベルでディスカッションしながら、双方の求めているものを明らかにしていき、協働のシステムの構築をしていきたいと考えています。

【亀田副委員長】窓口はお付き合いの中で当面市民ネットワーク委員会ですが、今後の協働を構築するためには業務改革委員会になると思います。

【作間副委員長】市民ネットワーク委員会として、このような意見交換会をしましたということを弁護士会に報告することはできます。また、技術士会についてご案内もすることができます。

【田中委員】我々も、市民ネットワーク委員会が技術士会に対する啓蒙活動等に利用されることを希望します。

【亀田副委員長】当面は折角創っていただいた窓口を大事にしながら、業務企画委員会の中で率直に意見交換を行うことにより、有意義なネットワークが

創れるのではないかと思います。

予定時間を30分過ぎ、意見交換会は懇親会の準備も十分に整ったため中締めとし、引き続き懇親会会場へと向かいました。

懇親会では盛り上がりが続かれ、本音も含めた意見交換ができました。ここでは、双方の業務開拓ならびに情報交換の場を築き、協働の道筋を創るためのエール交換が交わされました。

3. 終わりに

日本技術士会北海道支部と札幌弁護士会市民ネットワーク委員会との意見交換会は、過去に何回か催されています。このたびの意見交換会では、双方の業務開拓に当たって、講演会には無い本音トークが交わされ、大変中身の濃いものでした。

今後は、業務開拓などの協働に向けたシステムの構築に向けて、作業部会などによる意見交換の場を継続していく考えです。